

栄養保持を目的とした医薬品を処方する際の理由コメントに対する暫定対応について

令和8年度診療報酬改定に伴い、「栄養保持を目的とした医薬品の保険給付の適正化」の観点から6月1日より一部の医薬品に対して必要と判断した理由を処方箋に記載する必要があります。処方箋の記載上の注意事項としてその理由を「備考」欄に記載するとされておりますが、現行の電子カルテシステムはこれに対応できておりません。

現在、電子カルテシステムの改修が急ピッチですすめられておりますが、改修が完了するまでの間は臨時的な措置として、下記のとおり「処方」欄にその理由を記載する運用とさせていただきますのでご承知おきください。

記

【処方箋上への理由の記載例】

変更不可 (注：尊重上心要)	患者希望	
		<small>[個々の処方箋について、医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）処方への変更には差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。]</small>
		1) エネーボ配合経腸用液 <250mL/缶> 750mL 『 <u>経管により栄養補給を行っているため</u> 』 ・・・1日3回 毎食事中 2026/05/27(水) 7日分
処		以下余白
方		

以上
2026年5月28日
公立陶生病院
薬剤部長